

宮津市宿泊税検討委員会

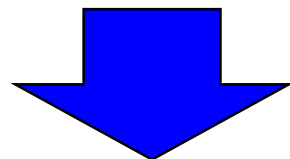
第 1 回検討委員会資料

令和 7 年 5 月 29 日（木）

宿泊税検討委員会の概要

背景

- ・人口減少が進む中、交流人口を拡大させ、波及効果のすそ野が広く地域経済の活性化に大きく貢献する、観光振興の重要性が高まっている。
- ・全国の自治体で観光地域づくりへの取り組みが進む中、宮津市が選ばれる観光都市となるためには、現在抱えている課題などを踏まえ、スピード感を持って観光振興に取り組む必要がある。
- ・こうした観光振興の取組みを重点的かつ継続的に展開していくため、観光振興をはじめとして観光に起因する財政需要に対応するための安定的な財源を確保する必要がある。



宮津市宿泊税検討委員会

観光に起因する財政需要に対応するための安定的な財源を検討

確保すべき財源に応じて徴収ルール、方法、使途の範囲等も併せて検討

宿泊税検討委員会のスケジュール

第1回会議（5月29日）

- 観光の現状と今後の展開
- 観光財源の検討
- その他

第2回会議（7月11日予定）

- 観光財源の徴収ルール
- 観光財源の徴収方法、
使途等の検討
（税の場合は課税要件）

第3回会議（8月予定）

- 観光財源の徴収ルール
- 観光財源の徴収方法、
使途等の検討
（税の場合は課税要件）

第4回会議（10月予定）

- 報告書の内容検討

報告書の提出

事業者アンケート
宿泊者アンケート
（6月予定）

これまでの経過

令和2年	○市税等のあり方検討委員会を開催し、同委員会から提言書を受理 「観光施策の実施に必要な歳入を確保するため、入湯税の超過税率導入について検討することが必要である。」との内容
令和3～5年度	○地域の温泉組合と協議を実施 ⇒ 合意に至らず
令和2年度～ 令和6年度	○令和2年度時点で、宿泊税を導入している自治体が8団体であったものが、令和7年5月時点では12団体となる。 ○その他にも、総務大臣の同意を得ている自治体が12団体、検討中の自治体は40団体を超え、将来的には60を超える団体が宿泊税の導入を予定している。
	○市議会においても複数の議員から「宿泊税を含めた新税について検討すべし」との発言あり（一般質問、決算討論など）
令和7年2月	○（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社天橋立地域本部（観光協会）及び宮津天橋立観光旅館協同組合（旅館組合）から「宿泊税の早期導入にかかる要望書」を受理
令和7年3月	○3月議会において、宿泊税検討委員会の設置・運営経費を予算化 ⇒ 正式に宿泊税等の検討を行うことを表明
令和7年5月	○第1回宮津市宿泊税検討委員会を開催
令和7年12月（予定）	○宮津市宿泊税検討委員会から市へ報告書を提出

1. 第1回宮津市宿泊税検討委員会

第 1 回宮津市宿泊税検討委員会

1. 観光の現状と今後の展開
2. 観光財源の検討
3. その他(宿泊事業者・観光客向けアンケート)

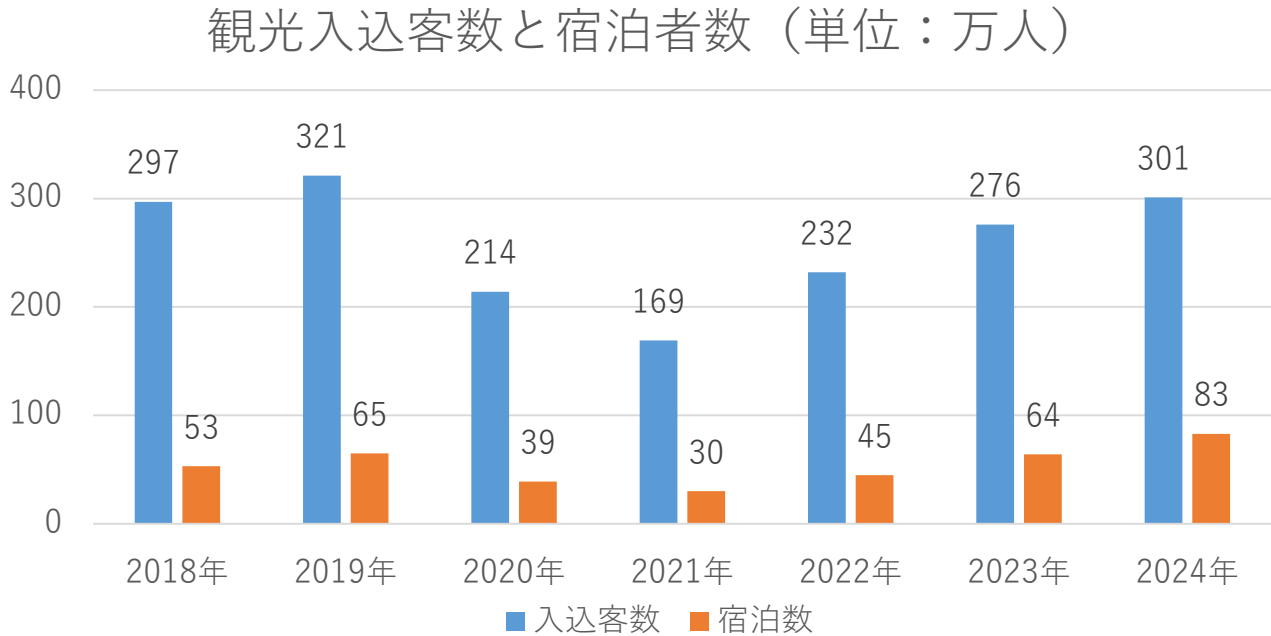
2. 観光の現状と今後の展開

2. 観光の現状 ～観光入込客等の推移～

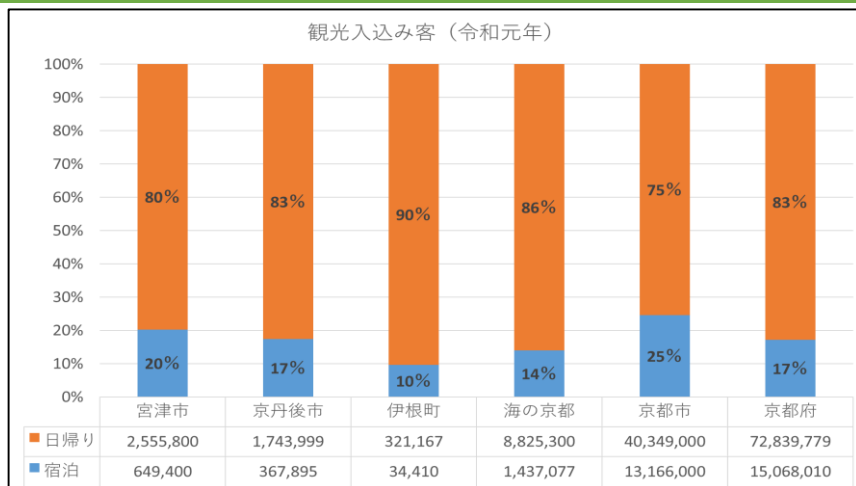
- コロナ禍で減少していた団体旅行の回復や円安の影響による外国人旅行客の増加に伴い、令和6年度は、令和元年度に次ぐ過去2番目の入込客数となり、外国人宿泊客数は過去最高となりました。
- 令和6年度の観光消費額は過去最高となりました。これは、入込客数が増加したことに加え、物価上昇に伴う宿泊費や飲食費などの価格上昇が要因と推測されます。

	平成21年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
観光入込客（千人）	2,708	3,005	2,968	3,205	2,144	1,688	2,318	2,763	3,006
日帰客（千人）	2,207	2,440	2,434	2,556	1,751	1,384	1,862	2,120	2,176
宿泊客（千人）	501	565	534	649	393	304	456	643	829
外国人宿泊客（千人）	6	36	41	54	6	0.3	4	58	67
観光消費額（億円）	84.0	97.1	94.7	108.9	75.4	57.5	84.3	117.4	142.9

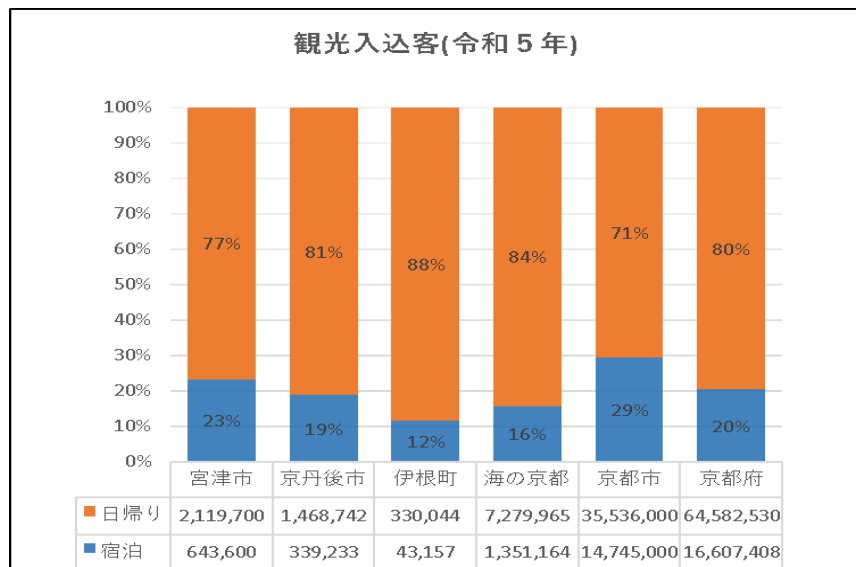
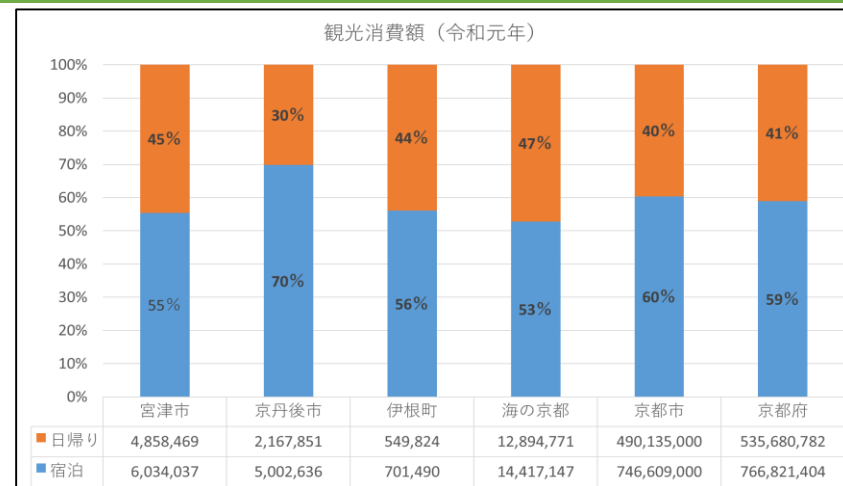
◆令和6年の国内訪日外客数は36,869千人（過去最高）
※過去最高だった令和元年比15.6%増



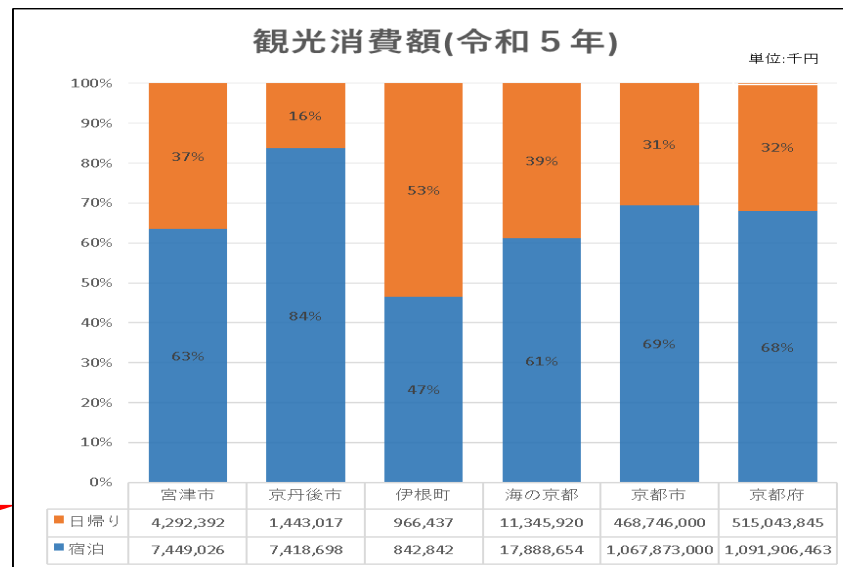
2. 観光の現状 ～他市町と比較した観光入込客数、観光消費額～



令和元年度



令和5年度



- 宮津市の観光入込客及び観光消費額の傾向は、好調なインバウンドの影響もあり宿泊比率が高まってきている。**宿泊比率：令和元年20%⇒令和5年度23%**
- 観光消費額は令和5年度で63%を宿泊客が占めており、**宿泊客数の増減が観光消費額に影響を与えている。**

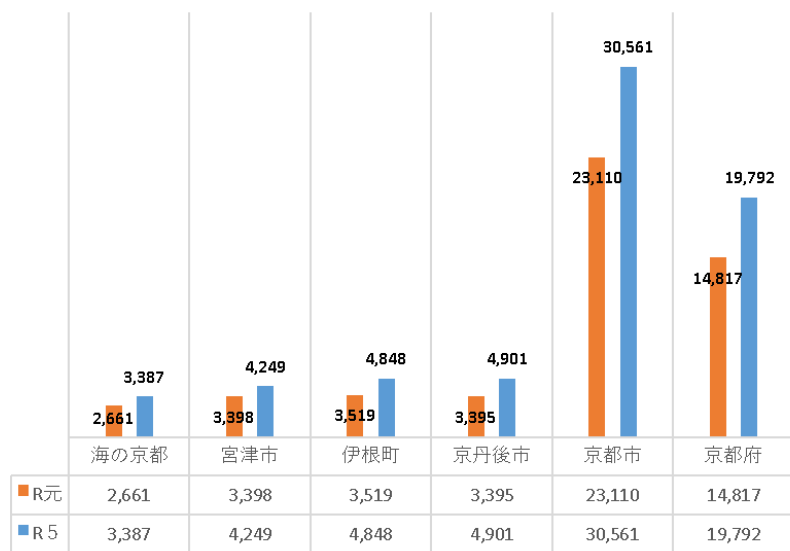
2. 観光の現状 ～他市町と比較した観光消費単価～

■他市町と比較した観光消費単価

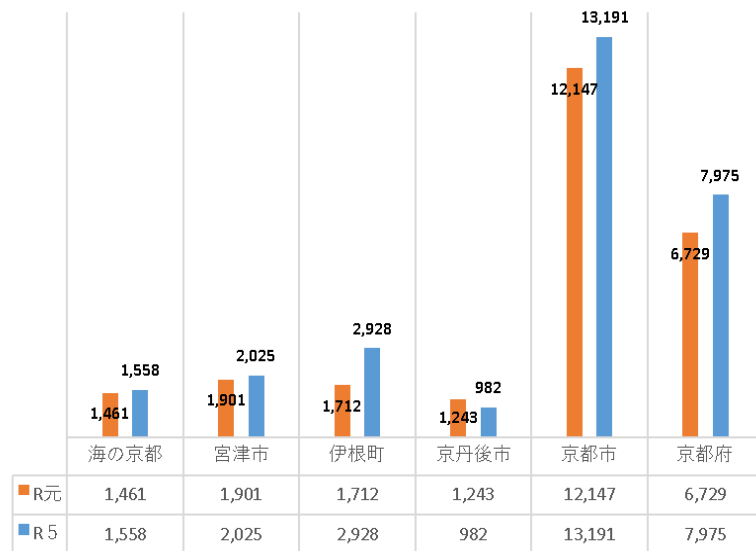
※観光消費単価：旅行1回あたりにかかった費用(交通費除く、宿泊・土産・食事・体験など)

※観光消費額÷観光入り込み客数から試算

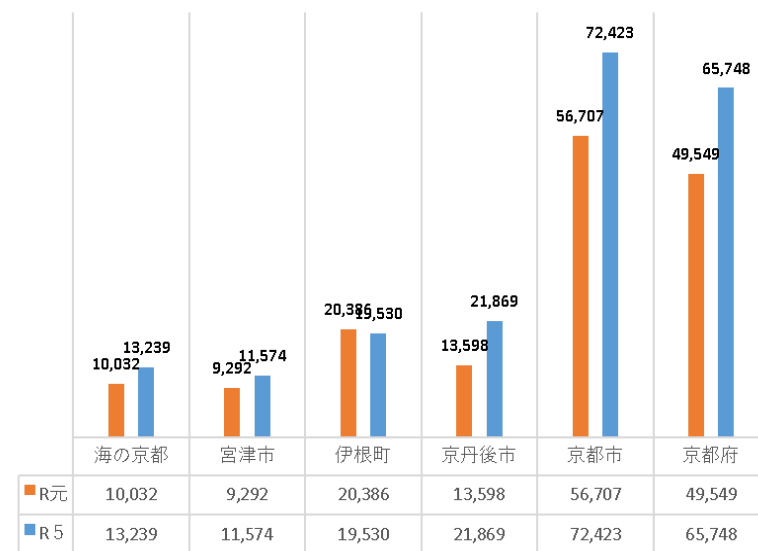
観光消費単価(日帰り+宿泊)



日帰り消費単価



宿泊消費単価



- 宮津市の観光消費単価は4,249円(R5)で、京都市の観光消費単価の14%(30,561円)にとどまっており、宮津市を含む市域全体で観光消費単価の拡大が課題
- 宮津市の宿泊消費単価は11,574円で、隣接市町と比較すると、京丹後市はカニ料理中心、伊根町は一棟貸し施設などの高付加価値プランを提供していることが宮津市より高くなっている要因のひとつと考えられる。

2. 観光の現状 ～観光入込客等の特徴～

1. 観光消費単価：(R5) 宮津市4,249円(宿泊単価11,574円)、京都市30,561円

⇒観光地としての高付加価値化の取組成果や好調なインバウンド需要により、R1:3,398円から拡大傾向となっている。**更なる消費額拡大の機会がある。**

2. 通過型観光地の傾向：**日帰り客77%**、宿泊客23%

⇒好調なインバウンドの影響から宿泊比率が微増。比率の高い日帰り客をターゲットにした滞在時間を延ばす取組みも重要となる。

3. 宮津市経済における観光産業が占める割合は**7.7%**で全国の2.0%と比べて高い

4. 宮津市観光で**重視した順位は、景色・景観、温泉、グルメの順**

5. 天橋立の認知度：訪問意向は全国の観光地平均より高いが、**再訪問意向・推奨意向は低い。**

顧客満足度の低さがその主要因。一方で、宿泊客では満足度が向上。

とりわけ「地域の料理・食材」で顕著にスコアが上昇。地域全体として食(食材・料理)の質的向上・ブランド化を図ることにより宿泊率・満足度の向上が期待できる。

6. アンケートで不満の声が多かったのは、駐車場(料金高・少ない)、**飲食店(少ない)**、**交通(周遊しづらい)**、**観光スポットが少ない**の4点である。

2. 観光の現状 ～宮津市観光戦略の展開～

〈宮津市観光戦略の方向性〉

団体旅行→訪問客数は多いが、滞在時間が限られ、現地消費額が少ない。

従って、これまで以上に個人旅行（FIT需要）を中心とした新たなマーケットの取込みが必要。

⇒滞在時間を延ばすことにより、観光消費額と
顧客満足度の向上を目的とした
「宮津市観光戦略」を策定（R4.3）

「宮津市観光戦略」の位置づけ



2. 観光の現状 ～宮津市観光戦略の展開～

〈宮津市観光戦略のガイドライン〉

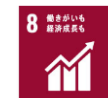
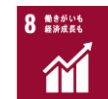
戦略1. 国内・インバウンド共に「海の京都」エリア全体で集客し、その中心地としての「宮津」への立寄り客数の底上げを目指します。

戦略2. 宮津での観光消費単価、訪問客の満足度の向上を目指すために

- ① 目的地の複数化で滞在時間を延ばします。＝天橋立プラスアルファの地域資源の育成)
- ② 食（食材・料理）の質向上と高付加価値化による飲食率・宿泊率の向上を目指します。＝「食を楽しむ・飲みたくなる」まちづくり
- ③ 点在する温泉をブランド化し、高付加価値化による宿泊単価・宿泊率の向上を目指します。＝「泊まりたくなる温泉」まちづくり

戦略3. 世界から選ばれるSDGsな観光地域の実現を目指します。

SDGs



2. 観光の現状 ～宮津市観光戦略の展開<具体の取組み>～

宿泊施設・観光施設の高付加価値化改修

各観光関連事業者が事業主体となり、宿泊施設、観光施設の高付加価値化に資する改修を実施し、顧客満足度、観光消費額の向上を図る。

＜令和4年度＞
計28施設 総事業費：約11.1億円
(うち、国庫補助金：約5.2億円)
宿泊施設：18施設 観光施設：10施設

＜令和5年度・6年度＞
計38施設 総事業費：約19.6億円
(うち、国庫補助金：約9.8億円)
宿泊施設：27施設 観光施設：11施設

＜事業の一例（改修後の写真はイメージ）＞



データの収集

データの活用

施設の高付加価値化

観光DXの推進

旅館
ホテル
ペンション
民宿

(宿泊データ)
・PMS
・SC
・CRM
・データファイル

匿名化による
データ連携



飲食業
小売業
観光施設
宿泊施設

(Googleマップ)
・基本情報
・予約
・写真、動画
・口コミ

プロフィール情報



宮津DX基盤 (プラットフォーム)

①「宿泊データ分析システムの導入」

地域全体の宿泊予約データを収集し、より高度なマーケティングを行い、効果的な施策やプロモーションを実施する。また各宿泊施設はレベニューマネジメントを実践し、地域全体で収益性を高める

- ・各施設のPMS(宿泊予約管理システム)から宿泊予約データを収集
- ・各施設のエリア統一PMSの導入を支援し、施設の生産性向上を図る

②「Googleビジネスプロフィールの推進」

Googleマップを中心とした地域の見える化で周遊ルート構築

- ・Googleマップ上の施設情報の拡充（施設の魅力向上）
- ・口コミ評価・検索等の分析ツール「エリアコンパス」の活用による売上UP



デジタル人材の育成

- ・マーケティング力、経営戦略に秀でた副業人材の活用
- ・データ分析、活用法のセミナー、研修
- ・事業者の経営(DX)戦略策定のための人材派遣

宮津市観光戦略推進チーム(地域全体)

- ・データを活用した効果的な施策やプロモーションの実施
- ・需要予測データを地域全体へ発信・共有
- ・観光DXの今後の展開について検討

個別事業者

- ・宿泊のレベニューマネジメントの実践
- ・口コミ評価、アンケートデータ等を活用したサービス向上
- ・需要予測に見合った食材調達や勤務シフトの検討

海の京都DMO(広域エリア)と連携

- ・CRMの高度化によるリピート促進
- ・エリア内のデータ交換所(プラットフォーム)の構築
- ・海の京都lab(広域なDX人材養成)

今後の展開(地域全体)

- ・地域OTAの構築
- ・消費・人流動向の掌握と分析
- ・交通連携によるワンストップサービス(個別事業者)
- ・宿泊のDXサービス化(自動チェックイン、多言語機能等)
- ・キャンセルレス、多言語対応の推進

観光地宮津の食の魅力向上に向けて

観光係 45-1625



詳細はこちら

宮津天橋立ガストロノミーツーリズム

宮津の海は、栄養豊富な湧水・豊かな山や大手川などの河川、など、大変恵まれた環境にあり、おいしい海産物が育まれています。その食材を市内で味わう機会を増やすため、宮津市に訪れたら必ず食べるべき「宮津・天橋立マリアージュ」ブランドの確立を目指しています。

料理マスタース受賞者の奥田シェフ(山形県)と渡辺シェフ(新潟県)とともに、今夏から、地元事業者が宮津や丹後の山の幸・海の幸を活用した、地酒と味わえる和洋メニューを開発してきました。

ガストロノミーツーリズムとは... その土地の食文化に触れることを目的としたツーリズム
※日本の食や食材、食文化に誇りとこだわりを持ち、生産者や食品企業等と協働して地産地消や食文化の普及に尽力した料理人に贈られる農林水産省の料理人顕彰制度。



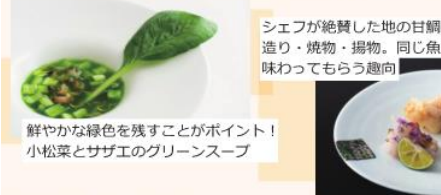
左から奥田シェフ、渡辺シェフ



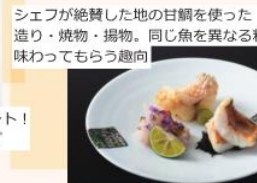
旨味が少なく油脂分の少ない
レンコダイを華やかな味にして
「ありが鯛」に変身



鰯を使ったなめろう・寿司・南蛮漬
海洋高校開発の鯖とトマトペーストの地元
食材を組み合わせたご当地おにぎり



鮮やかな緑色を残すことがポイント！
小松菜とサザエのグリーンスープ



シェフが絶賛した地の甘鯛を使った
造り・焼物・揚物。同じ魚を異なる料理法で
味わってもらう趣向

同じ日本海地域で、料理を通じたまちづくりに取り組んでいるシェフに協力を依頼しました。料理は一次産業からずっと連なっています。今回宮津を巡り、良い食材があることが分かりました。料理人と生産者が高めあう関係性となり、地域を盛り上げていただけたと思います。

料理マスタース倶楽部
事務局 高橋 喜幸氏

開発過程の様子

1. シェフ・コーディネーターによる宮津視察
レシピのアイデアにつなげるため、市内の一次産業や加工業等の事業者、飲食店事業者を巡り、宮津市の食文化、産業を紹介
2. マスタースシェフと地域事業者のディスカッション
飲食や鉄道事業や農業など多様な地元の事業者とメニュー開発についての意見交換を行いました。事業者からは「単に調味料を加えるだけでなく、素材の良さを引き立てるレシピができれば」という意見があがりました。



漁業の街 宮津を滞在しながら味わうガストロノミーツアーも造成中

天橋立をはじめ、宮津市には年間 300 万人の観光客が来訪されますが、来訪者の 80% は宮津市で宿泊をしない通過型観光が多く占めています。

そこで、漁業や食体験など宮津ならではの滞在を更に楽しんでもいただく「滞在交流型ツアー」の造成にも取り組んでいます。宮津の食文化や自然、歴史や産業など、多角的に地域を味わっていただけるようなツアーの検討を続け、観光地として、多くの観光客に選ばれる、賑わいのあるまちづくりにつなげていきます。



天橋立 SUSHI クルーズ

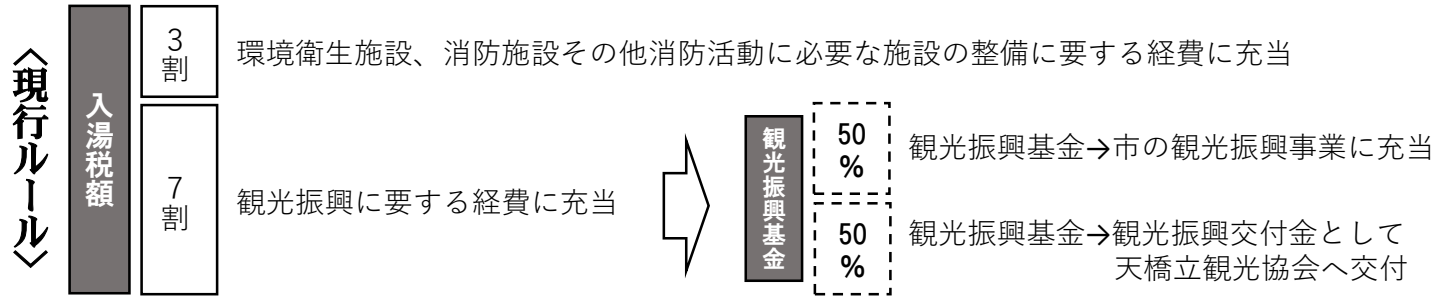


定置網漁体験

2. 観光の現状 ～入湯税の活用～

これまでの観光振興施策の財源として入湯税を活用

宮津市では、観光振興をより強力に展開するとともに、入湯税の使途を明確にするため、平成19年から「観光振興基金」を創設し、入湯税収入額の約7割を積立て活用しているもの。



■総宿泊客数と入湯税額の推移

年度	総宿泊客数	入湯客数	入湯税額
R1	649,400人	281,009人	42,151,350円
R2	393,400人	148,823人	22,323,450円
R3	304,200人	143,203人	21,480,450円
R4	456,200人	230,449人	34,567,350円
R5	643,600人	227,678人	34,151,700円

■令和5年度入湯税総額：34,152千円

(単位：千円)

事業名	事業内容等	事業費 総 額	一般財源	
			うち入湯税	
環境衛生施設整備事業	衛生施設の整備等（清掃工場管理運営、粗大ごみ処理施設管理運営、リサイクルセンター管理運営、不燃物処理場管理運営）	25,707	9,434	7,298
消防施設等整備事業	消防車両の更新、消火栓・防火水槽等の修繕	11,625	3,433	2,656
観光振興基金積立金	観光振興基金への積立金（前年度入湯税額決算額の7割相当額を積立て、同一年度中に同額を観光振興事業に充当するために繰入れ）	24,198	24,198	24,198
合計		61,530	37,065	34,152

宮津市観光振興交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮津市の観光振興を強力に展開するため、宮津市観光振興基金（以下「基金」という。）を活用し、一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社天橋立地域本部（以下「地域本部」という。）が行う観光の振興事業に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）誘客推進事業 地域本部が行う観光関連施設の整備事業、観光宣伝事業その他誘客推進に関する事業をいう。
- （2）温泉源維持・保全事業 旅館又は民宿の集積する地域内の旅館業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項及び同条第3項に規定する営業を行う者をいう。）の3分の1以上が共同して利用している温泉源維持、保全事業をいう。
- （3）地域本部運営事業 地域本部が雇用する職員の人件費支弁事業をいう。
- （4）基金積立事業 地域本部が積立てる基金の積立事業をいう。

(交付金の使途)

第3条 交付金は、前条各号に定める事業に要する経費に充当するものとし、充当事業及び充当額については、宮津市と地域本部が事前に協議するものとする。ただし、地域本部運営事業については、当該事業費総額の2分の1以内の充当とする。

(交付申請)

第4条 地域本部は、交付金の交付を受けようとするときは、毎年4月に、規則第4条の規定により宮津市観光振興交付金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付申請の変更等)

第5条 地域本部は、交付申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により宮津市観光振興交付金事業計画変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 地域本部は、毎年度末に規則第10条の規定により宮津市観光振興交付金事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(交付金の交付)

第7条 交付金は、交付の決定後に交付するものとし、交付の時期は、交付決定後速やかに総額の7割以内を交付するものとし、残額については10月以降において交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、宮津市観光振興交付金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

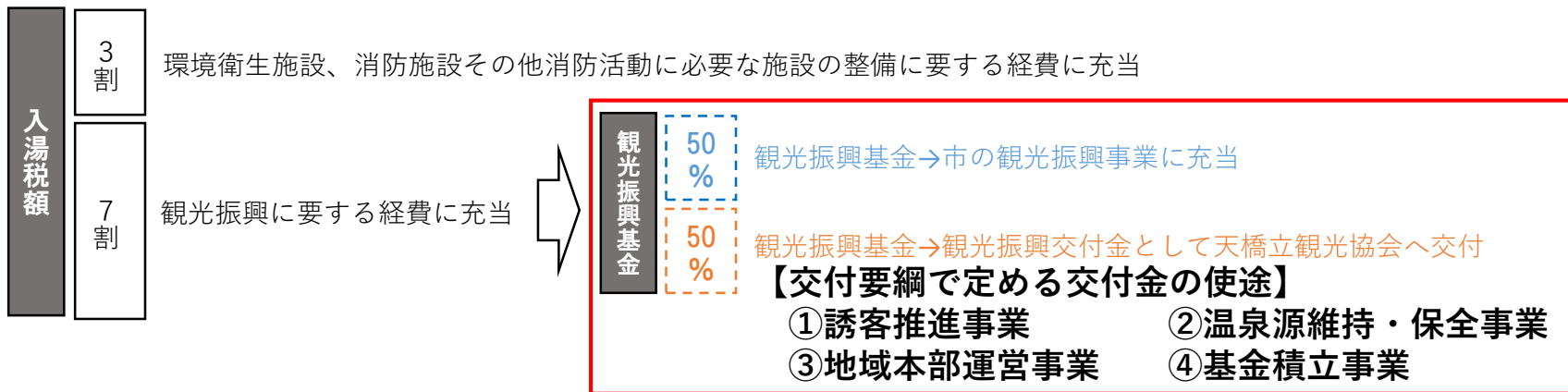
附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

2. 観光の現状 ～入湯税の活用～



■観光振興基金充当事業

充当事業名	充当額					備考
	R1	R2	R3	R4	R5	
【市の観光振興事業に充当】						
海の京都DMO負担金	7,474	9,265	4,350	1,040	6,424	
天橋立観光協会観光案内事業		5,285	2,650	10,000	5,000	天橋立観光案内所人件費
天橋立観光協会情報発信事業	675	675		1,350	675	総合パンフレット作成等
丹後観光情報センター補助事業	5,476					
宮津市観光振興交付金	12,975	15,649	7,000		11,375	要綱①誘客推進事業・要綱③地域本部運営事業
(天橋立観光協会事業)						HP等情報発信、みやづBAY花火実施、職員人件費など
	26,600	30,874	14,000	12,390	23,474	

新たな観光財源を導入した場合は入湯税の使途再整理が必要

2. 観光の現状 ～課題の共有～

好調なインバウンド需要を背景に、「天橋立」や「伊根の舟屋」を目的に多くの観光客が訪れている状況を踏まえ、地域間競争を意識した受入環境を充実させていくことや、市民生活と観光の更なる調和や観光が地域経済の豊かさにつながっていることを実感できる施策の推進が必要となっている。

観光分野における課題の共有

- 【情報発信】 ○多様化する旅行ニーズに対応した国内外への情報発信が不足（旅マエ・旅ナカ）
- 【受入環境】 ○インバウンドの受入環境が脆弱（多言語案内・キャッシュレス対応など）
○人口減少等により旅行者の円滑な移動と周遊性を確保する地域の公共交通（鉄道・バス・タクシー）の持続性が低下
○地域の観光マネジメント等を担う観光専門人材が不足
- 【魅力向上】 ○日帰り客が占める割合が高く推移しており、体験や周遊コンテンツの造成など滞在時間を延ばす取り組みが必要
○夜間観光のコンテンツ不足が顕著（飲食やイベントなど）
○天橋立ライトアップや砂浜BARなど「天橋立」を活かした魅力づくり
○海上ネットワークによる周遊性向上など「海」を活用した魅力づくり
- 【資源保全】 ○人口減少や空き家が増加する中、持続的な街なみ景観や天橋立などの環境保全が必要
- 【経済成長】 ○訪問客の増大を地元の経済活動に波及させていく仕組みづくりが必要（周遊観光や食材の地元調達など）
- 【人出不足】 ○ホテル・旅館等の人手不足によるおもてなしサービスの低下が懸念
○「伊根の舟屋」観光を目的とする旅行者による路線バスの混雑悪化（市民の日常移動に影響）
- 【環境負荷】 ○観光シーズンにおける交通渋滞や観光客のゴミ問題が懸念
- 【安心・安全】 ○災害発生時等における観光客の安全対策（インバウンド対応含む）

2. 観光の現状 ～観光政策に支出している経費～

【観光政策に支出している既存経費 165,840千円（令和5年度決算）】

サービス向上・消費拡大			令和5年度 165.8 百万円	国府支出金 67.1百万円
	主な取組	決算額		
海水浴場施設管理運営事業	海水浴場の開設運営	4,743,236		
持続可能な観光地域づくり事業	観光SDGs国際認証取得、新しいコンテンツ造成、観光DXの推進、 天橋立府中渋滞対策、天橋立周辺海面利用安全対策、 専門人材の活用（観光戦略の推進） 等	94,206,818		
大阪・関西万博きょうとの力創出・発信事業	万博を契機とした魅力発信や誘客の推進 等 （BAY花火やライトアップ支援含む）	7,324,500		
宮津燈籠流し花火大会補助事業	宮津燈籠流し花火大会開催支援	6,000,000		
郷土芸能保存伝承補助事業	郷土芸能の保存伝承支援	300,000		
小計		112,574,554		
プロモーションの強化				入湯税 24.2百万円
	主な取組	決算額		
世界で最も美しい湾連携事業	国内加盟湾連携事業、世界総会への参加 等	923,748		
歴史文化を活かした観光誘客推進事業	北前船文化を活かした観光誘客	4,759,660		
小計		5,683,408		一般財源 74.5百万円
受入環境の整備				
	主な取組	決算額		
観光事務事業	道標等の維持管理、観光公衆トイレの維持管理、 各種協議会等の負担金 等	6,387,135		
小計		6,387,135		
観光施策推進体制等の維持				
	主な取組	決算額		
魅力ある観光地づくり支援事業	海の京都DMO事業負担金、天橋立観光協会補助金 等	41,195,000		
小計		41,195,000		
合計		165,840,097		

2. 今後の展開 ～観光分野における需要～

- ◎観光は、産業の裾野が非常に広く、地域の経済波及効果を創出するものである。
全国的に人口減少や少子高齢化が進む中で、本市の交流人口を拡大させ、消費や雇用を生み出す「観光振興」の重要性が一層高まっている。
- ◎本市の観光は、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けたが、旅行需要全体の回復とともに、コロナ禍の教訓を踏まえた地域としての備えや旅行者の安全・安心を確保する災害リスクへの対応が望まれる。
- ◎全国的なインバウンド需要の高まりにより、本市への外国人訪問者の増加が期待される中、多様化する旅行者のニーズを的確に捉え、受入環境の向上や魅力創出など旅行者が快適に過ごせる、持続的な観光まちづくりが求められる。
- ◎好調なインバウンド需要を背景にオーバーツーリズムが社会問題となっている状況もある中で、市民生活と調和した「観光振興」が求められる。

⇒需要に対応する安定的な新たな財源確保が必要

2. 今後の展開 ～持続可能な観光地形成に向けて：取組方針（案）～

地域の宝である「天橋立」を保全・承継し、世界から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、課題を克服したまちの魅力を高めるとともに、プロモーションの強化など更なる観光振興を推進します。

<取組方針>

第7次宮津市総合計画に掲げる「満足度の高い選ばれる観光地としてにぎわいにあふれ、持続可能な観光まちづくりにより地域社会と観光が共生する活気のあるまち」を実現するため、新たな観光財源を活用して実施する取組は次のとおりです。

【取組方針】

〈方針1〉 サービス向上・消費拡大

○観光コンテンツの造成、磨き上げ など

〈方針2〉 プロモーションの強化

○国内外のプロモーション拡充、観光DXの推進 など

〈方針3〉 受入環境の整備

○観光インフラの整備 ○インバウンド需要対応の強化

○旅行者の安全・安心の確保

〈方針4〉 観光施策推進体制の充実

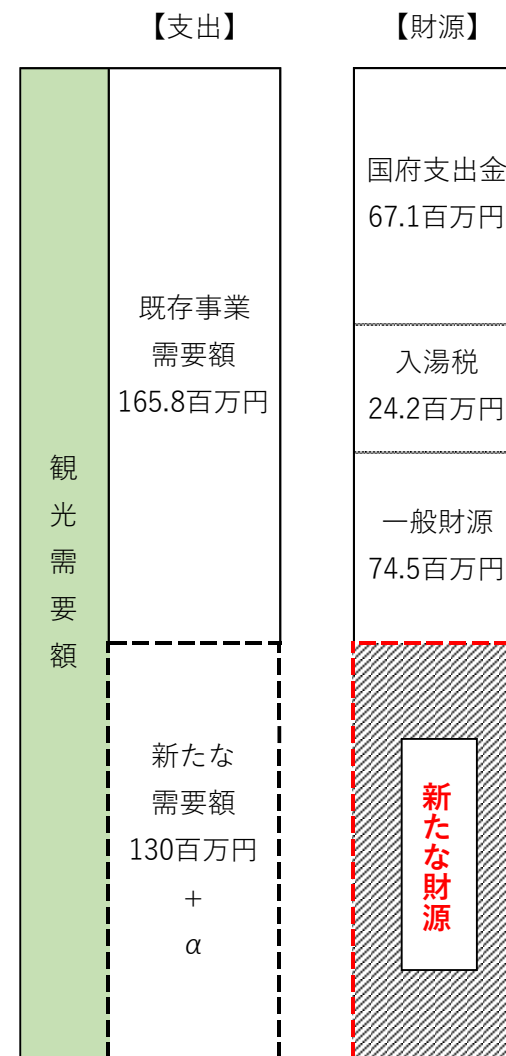
○天橋立観光協会の運営体制の強化

○災害等による観光需要の落ち込みに備えた基金の創設 など

2. 今後の展開 ～今後の観光政策に必要であると考えている経費～

今後の観光施策に必要であると考えている財政需要の規模感は、概算で年間130,000千円程度と想定しています。具体の用途については、観光関連事業者様と共に計画を作成するなどし、実施していくことを想定しています。

＜方針1＞ サービス向上・消費拡大	20,000千円
天橋立プラスαの地域資源の磨き上げ、ガストロノミーリズムの推進、海を活用した周遊促進、ナイトタイムエコノミーの推進、IT技術を活用した省力化・サービス向上 等	
＜方針2＞ プロモーションの強化	40,000千円
国内外のプロモーション拡充、観光DXの推進、クルーズ船誘致の強化 等	
＜方針3＞ 受入環境の整備	40,000千円
観光インフラの充実 20,000千円	
二次交通対策、多言語案内の整備、天橋立や街なみ景観の保全、事業者の観光インフラ整備に対する支援、観光客の増加に伴うごみ処理等、公共交通の維持 等	
インバウンド需要対応の強化 10,000千円	
観光案内機能の充実(多言語案内の強化)、多言語表示の充実 等	
旅行者の安心・安全の確保 10,000千円	
災害時における避難誘導等の防災対策、観光SDGsの推進、オーバーツーリズム対策 等	
＜方針4＞ 観光施策推進体制等の充実	30,000千円
天橋立観光協会の運営体制の強化、観光関連調査業務（満足度調査）の実施	
災害等による観光需要の落ち込みに備えた基金の創設 等	



◆入湯税の使途についての再整理

◆新たな観光財源の使途について具体の整理

【財政需要】

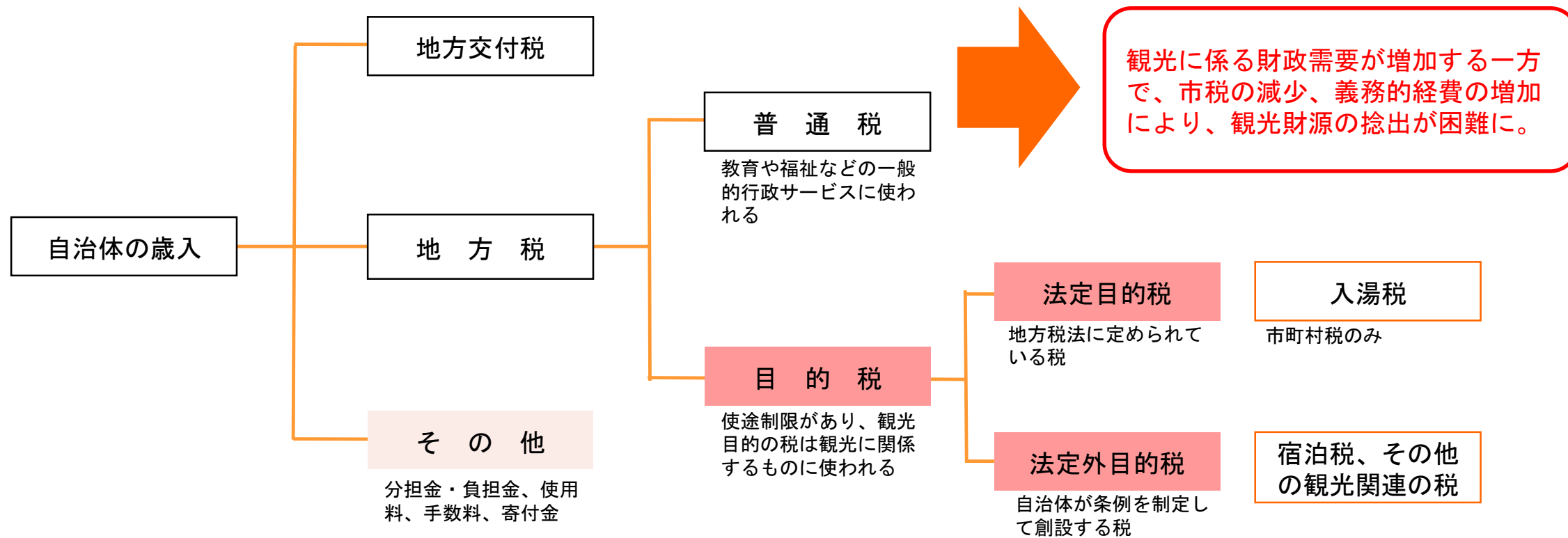
財政需要の規模感は、概算で年間130,000千円程度と想定しています。

- ＜方針1＞サービス向上・消費拡大 20,000千円
- ＜方針2＞プロモーションの強化 40,000千円
- ＜方針3＞受入環境の整備 40,000千円
- ＜方針4＞観光施策推進体制の充実 30,000千円

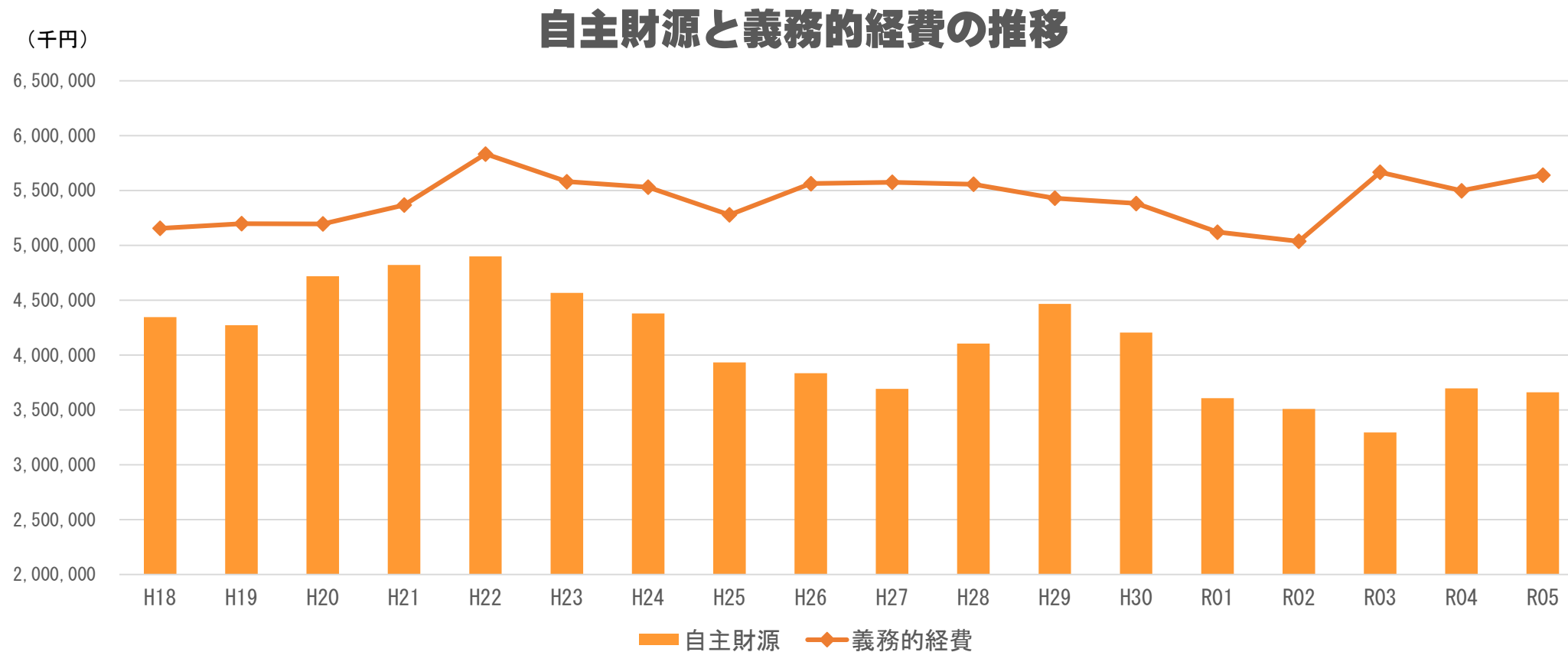
3. 観光財源の検討

3. 観光財源の検討 ～ 観光財源として考えられる財源 ～

■観光財源となる財源



3. 観光財源の検討 ～ 観光財源の不足額が増加 ～



課税期間（見直し期間）に対する考え方

- 自主財源は減少傾向にある一方、義務的経費は横ばいで、観光振興のための財源が十分でない状況。
- 本市が魅力ある観光地として選ばれ、持続可能な観光地づくりを進めるためには、観光独自の財源を確保する必要がある。

3. 観光財源の検討 ～ 観光財源として考えられる財源の比較検討① ～

種 類	内 容
地方税	法定税：地方税法に基づき賦課、徴収する税目。既存の税目において増収を図るには、超過課税（地方団体が条例で標準税率を超える税率を定めて課税）を採用する手法がある。 （例）入湯税の超過課税
	法定外税：地方団体が条例を定め、賦課、徴収する税目。新設には、総務大臣の同意が必要。 （例）宿泊税、入域税（沖縄県諸島における環境協力税、宮島訪問税）、歴史と文化の環境税
分担金・負担金	地方公共団体が行う特定の事業により特に利益を受ける者から、その事業に要する経費に充てるため、受益の限度の範囲で徴収するもの （例）観光関連事業実施に伴う受益者負担金
使用料	行政財産の使用又は公共施設の利用につき、その反対給付として徴収するもの （例）市営駐車場の使用料
手数料	特定の者に提供する役務に対し、その対価として徴収するもの （例）ごみ処理手数料
寄付金	無償で金銭その他の財産を供与するもの （例）ふるさと納税

3. 観光財源の検討 ～ 観光財源として考えられる財源の比較検討② ～

種 類	安定性・継続性	受益と負担	収入規模の確保
地方税	○ 安定的・継続的な確保が可能 (強制力大)	○ 受益者を広く設定し、負担を 求めることが可能	○ 対象者の設定等により <u>規模の 確保は可能</u>
分担金・ 負担金	△ 特定の事業に係るため、 <u>安定的 であるが継続的な確保が難しい</u>	△ 受益者を個別に特定し、 <u>受益 の範囲内で負担を求める必要 がある</u>	△ 受益者を個別に特定する必要 があり、 <u>規模は限定的</u>
使用料	○ 安定的・継続的な確保が可能		△ 施設等利用者、役務提供先か らの徴収となるため <u>規模は限 定的</u>
手数料			
寄付金	△ 善意や協力に基づくため、 <u>安定 的・継続的な確保が難しい</u>	△ 善意や協力によるため、 <u>受益 者が必ずしも負担する必要が ない</u>	△ 対象者の設定は可能であるが、 善意や協力によるため、 <u>規模 の確保は保証されない。</u>

3. 観光財源の検討 ～ 観光財源として導入されている地方税 ～

財源の種類	名称	自治体	納税義務者	金額	用途	税の種類	導入年	徴収方法
宿泊税	宿泊税	東京都など12団体 ※令和7年5月現在	宿泊施設等への宿泊者	100～2,000円／1回 ※1	観光の振興を図る施策等	法定外目的税	—	特別徴収
入湯税	入湯税（超過課税）	鉏路市など13団体 ※令和7年5月現在	鉱泉浴場における入湯客	200～500円／1回	環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光振興（観光施設の整備を含む）	法定目的税	—	特別徴収
宿泊税・入湯税を除く観光に関連する税	歴史と文化の環境税	福岡県太宰府市	一時有料駐車場の利用者	50～500円／1回	歴史的文化遺産の保存活用事業、来訪者へのおもてなし事業、環境負荷削減事業等	法定外普通税	H15	特別徴収
	美ら島税	沖縄県座間味村	同村行きの船舶や航空機の料金支払者（住民含む）	100円／1回	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備	法定外目的税	H30	特別徴収
	宮島訪問税	広島県廿日市市	船舶で同町の区域を訪問する人（住民、通勤・通学者除外）	100円／1回	環境整備や文化への理解、エコツーリズムの推進	法定外普通税	R 5	特別徴収

※1 倶知安町は宿泊料金の2%の定率制

3. 観光財源の検討 ～「法定税（超過課税）」と「法定外税」の比較検討～

種 類			導入事例	安定性・継続性、受益と負担、収入規模の確保 等
地方税	法定税	超過課税	入湯税の超過課税 (大分県別府市等13団体)	○安定的、継続的な確保が可能 ○地方税法により税収を観光振興に要する費用に充当可能 △課税対象が入湯者に限られるため、対象施設が限定的であり、規模の確保が難しい。
	法定外税	普通税	歴史と文化の環境税 (福岡県太宰府市) 宮島訪問税 (広島県廿日市市)	○安定的、継続的な確保が可能 △普通税は、目的税に比べ、受益と負担の関連性は薄い。 (目的税に比べ納税義務者の理解を得にくい) ○必要な財政需要の規模に応じた制度を設計しやすい。
		目的税	宿泊税 (京都市等12団体) 環境協力税 (沖縄県4島)	○安定的、継続的な確保が可能 ○目的税は、普通税と比べ、受益と負担の関連性が明確である。 (普通税に比べ納税義務者の理解を得やすい) ○宿泊や入域行為などが課税対象となり、入湯税の超過税率と比べ、課税対象が多くなることから、必要な財政需要の規模に応じた制度を設計しやすい。

3. 観光財源の検討 ～ 旅行者の観光行動から見た財源の比較検討 ～

観光行動		課税対象	課税対象の捕捉	備 考
旅行者の一般的な観光行動	入 域	宮津市への入域行為	△ 入域手段は多岐にわたり、補足が難しい	入域税を導入しているのは、宮島など島への入域においてであり、入域手段が限定的である。
	宿 泊	ホテルや旅館等への宿泊行為	○ 比較的捕捉が容易	当地域においては、市民が宿泊施設を日常利用することは希少
	入 湯	鉱泉浴場における入湯行為		入湯税は既に導入済み
	交通機関利用	交通機関（鉄道、バス、タクシー、船舶等）	△ 市民の日常利用と観光客の利用との区別が困難であり、補足が難しい	当地域は公共交通機関が少なく、市民が利用する頻度も多い。
	駐車場利用	有料駐車場の利用		市街地中心部に位置するパーキングはままちや宮津駅前駐車場は、市民が利用する頻度も多い。
	飲 食	飲食店等での飲食行為		飲食店等での飲食や小売店での土産品の購入は、市民の利用もある中、観光客の利用との区分と土産品と日用品の区分が困難。
	土 産 購 入	土産品の購入		

3. 観光財源の検討 ～ 宿泊税先行導入自治体における制度概要① ～

自治体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県
税 率	①1万円以上1万5千円未満：100円 ②1万5千円以上：200円	①5千円以上1万5千円未満：200円 ②1万5千円以上2万円未満：400円 ③2万円以上：500円	①2万円未満：200円 ②2万円以上5万円未満：500円 ③5万円以上：1,000円	①2万円未満：200円 ②2万円以上：500円	宿泊料金の2%	200円 ※福岡市、北九州市内：50円 ※その他の市町村が課す場合は100円
目 的	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため

3. 観光財源の検討 ～ 宿泊税先行導入自治体における制度概要② ～

自治体	福岡市	北九州市	長崎市	ニセコ町	常滑市	熱海市
税 率	①2万円未満：200円 ②2万円以上：500円 (うち県税50円)	200円 (うち県税50円)	①1万円未満：100円 ②1万円以上2万円未満：200円 ③2万円以上：500円	①2万円未満：200円 ②2万円以上5万円未満：500円 ③5万円以上10万円未満：1,000円 ④10万円以上：2,000円	200円	200円
目 的	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用に充てるため	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	ニセコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	旅行やビジネスを目的とした来訪者の受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上させ続ける好循環を形成する費用に充てるため	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てるため

3. 観光財源の検討 ～ 宿泊税の導入状況 ～

※太字は総務省同意済み

令和 7 年 5 月現在

導入済 (12団体)		R 7 年度導入予定 (7 団体)	R 8年度導入予定 (28団体)	R 9年度以降導入予定 (16団体)
H14年10月	東京都	宮城県	北海道、長野県、 広島県 、 沖縄県、	千葉県、三重県、
H29年 1 月	大阪府			
R 2 年 4 月	福岡県			
H30年10月	京都市	赤井川村 弘前市 仙台市 高山市 下呂市 松江市	札幌市 、函館市、 小樽市 、 旭川市、 釧路市 、帯広市、 北見市 、千歳市、富良野 市、 網走市 、留寿都村、 美瑛町、占冠村、音更町、 湯河原町、軽井沢町、阿 智村、白馬村、伊勢市、 熊本市、石垣市、宮古島 市、本部町、北谷町	北広島市、浦安市、南房 総市、箱根町、佐渡市、 湯沢町、富士吉田市、富 士河口湖町、鳥羽市、志 摩市、奈良市、宮崎市、 奄美市、恩納村、
H31年 4 月	金沢市			
R元年11月	倶知安町			
R 2 年 4 月	福岡市			
R 2 年 4 月	北九州市			
R 5 年 4 月	長崎市			
R 6 年11月	二セコ町			
R 7 年 1 月	常滑市			
R 7 年 4 月	熱海市			
将来的には60を超える団体が導入予定				

※この資料は、自治体ホームページのほか報道情報により把握可能な範囲で作成したもの

3. 観光財源の検討 ～ 入湯税の概要 ～

宮津市の入湯税（法定目的税）について

○用途

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用 ※宮津市は、観光振興事業に入湯税収入額の70%、環境衛生施設及び消防施設等整備事業に30%を充当

○課税客体（納税義務者）

鉱泉浴場における入湯行為（鉱泉浴場における入湯客）

○徴収方法

特別徴収：特別徴収義務者（※鉱泉浴場経営者）が入湯客から入湯税を徴収し、納入する。

※令和6年度 31事業者

○税率

1人1日 150円 ※年齢15歳未満の者及び中学校、高等学校の修学旅行に参加する者は免除

○入湯税額等の推移

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入湯人員	281,009人	148,823人	143,203人	230,449人	227,678人
収 入 額	42,151千円	22,323千円	21,480千円	34,567千円	34,152千円

※出典：宮津市市制報告書及び市政資料集

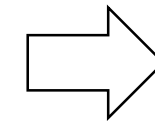
3. 観光財源の検討 ～ 入湯税の超過課税について ～

令和2年 市税等のあり方検討委員会による提言

- 観光都市として将来にわたり持続的に発展していくためには、急速に変化する観光ニーズへの的確な対応や観光客を受け入れる社会インフラ整備等の充実強化が必要であり、こうした観光施策の実施に必要な歳入を確保するため、入湯税の超過税率導入について検討することが必要である。
- 宿泊税については、今後の課題として、海の京都エリア等の広域的視点からの検討が考えられるとの議論があったことを付記しておく。
(委員会において「宿泊税については、東京都や大阪府、京都市など宿泊需要が高い地域では成立しているが、宮津市単独で導入する場合は、宿泊（観光）地としては選ばれない可能性があるので、導入するにしても広域的に導入した方が良い」との意見あり)

令和3年度～5年度に行った地域の温泉組合との協議におけるご意見

- 入湯税が観光振興のみならず、環境衛生や消防施設の整備に充てられていることに不満
- 観光客は宿泊施設や土産物屋も利用するのに、温泉利用にだけ課税されることに疑問
- 入湯税の超過課税でなく、宿泊税や入域税の導入の方が観光振興に適しているのでは
- 入湯税の超過課税を行うための具体的な観光振興施策を提示されたい
- 温泉利用施設の事業者は、泉源維持に不安を抱えている



合意に至らず

(参考) 全国における入湯税の超過課税の状況

- 入湯税の超過課税実施団体 13団体（令和7年4月1日現在）
北海道釧路市、登別市、伊達市、上川町、東川町、壮瞥町、洞爺湖町、三重県桑名市、大阪府箕面市、岡山県美作市、山口県長門市、大分県別府市、由布市（R6.10月～）
- 入湯税の超過課税検討団体 静岡県下田市、佐賀県嬉野市など

3. 観光財源の検討 ～「入湯税の超過課税」と「宿泊税」の比較～

種 類		安定性・継続性	受益と負担	収入規模の確保	収入見込額
入湯税の超過課税	法定目的税	○ 安定的、継続的な確保が可能	○ 地方税法の規定により、税収を観光振興に要する費用に充当可能	△ 課税対象が入湯者に限られるため、対象施設が限定的であり、収入規模の確保が難しい。	1人当たり +200円とした場合は、 +6,000万円
宿泊税	法定外目的税	○ 安定的、継続的な確保が可能	○ 法定外目的税は、条例に目的と課税要件等を規定することにより、受益と負担を明確化	○ 宿泊施設への宿泊が対象となることから、入湯税の超過課税と比べ、必要な財政需要の規模に応じた制度設計が可能	1人当たり 200円とした場合、 +1億円超